

消防職員の失職について

三木市消防職員が、令和元年6月11日付けで地方公務員法第28条第4項の規定により失職しましたので、報告いたします。

1 事案の概要

消防署吉川分署勤務の職員が、平成31年3月25日午前8時40分頃、三木市吉川町大畑地内において、当該職員所有の普通乗用車を運転していたところ、道路交通法違反を起こして警察官に免許証の提示を求められた際に無免許運転が判明し、現行犯逮捕となった。

令和元年5月27日に神戸地方裁判所において、道路交通法違反により懲役1年6か月、執行猶予3年の判決を受け、同年6月11日に刑が確定したことにより失職したものである。

2 処分対象者及び処分内容

役職名	年齢	処分の内容等
消防署 吉川分署 消防士	25歳	失職（令和元年6月11日）

問い合わせ先 三木市消防本部 総務課 電話 0794-82-0119